

宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 サントピア岡山総社の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められない事項については、法令又は慣習によるものとします。

(宿泊引き受けの条件)

第2条 サントピア岡山総社は次に該当する場合に宿泊をお引き受けいたします。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によるものであるとき。
- (2) 客室にお引き受けの余裕があるとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがないと認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者でないと明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められないとき。
- (6) 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由がないとき
- (7) 岡山県条例第63号（第5条）の規定する場合に該当しないとき。

(氏名等の明告)

第3条 サントピア岡山総社は、予約の申し込みをお引き受けするに当たり、その予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、年令、性別、職業、電話番号
- (2) 雇用保険加入等に関する事項
- (3) その他サントピア岡山総社が必要と認めた事項

(予約金)

第4条 サントピア岡山総社は、予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて予定利用料を限度とする予納金の支払を求めることがあります。

2、前項の予納金は、次条の定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(違約金)

第5条 サントピア岡山総社は、予約の申込者が予約の全部又は一部を解除したときは、別表違約金規定により違約金を申し受けます。

2、サントピア岡山総社は宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になどても到着しないときは、その予約は申込者により解除されたものとみなし処理することができます。

3、前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、バス等公共の運輸機関の不着、遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただけません。

(予約解除)

第6条 サントピア岡山総社は、他に定める場合を除くほか、次の場合には予約を解除することができるものとします。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当しないこととなったとき。
- (2) 第3条によって明告された事項が、故意に歪曲されたものと認められたとき。
- (3) 第4条第1項の予納金の支払を請求した場合において期限までにその支払いがないとき。

2、サントピア岡山総社は、前項の規定により、予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊当日サントピア岡山総社のフロントオフィスにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) その他サントピア岡山総社が必要と認めた事項

(利用時刻)

第8条 宿泊者がサントピア岡山総社の客室をご利用いただく時刻（チェックインタイム）は午後3時とします。また、客室をあけていただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10時とします。

2、前項の規定にかかわらず、チェックインタイム以前に、また、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応じる場合があります。この場合においては、料金表の定める通りとします。

(営業時間)

第9条 サントピア岡山総社の各施設の営業時間は次のとおりとします。

【営業時間のご案内<NO1>】

2、第1項の時間は臨時に変更することがあります。

(利用料の支払)

第10条 利用料の支払いは通貨により、宿泊者の出発の際、又はサントピア岡山総社が請求したとき、フロントオフィスにおいて行っていただきます。

2、宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても、利用料は申し受けます。

(利用規則の厳守)

第11条 宿泊者は、サントピア岡山総社内においてサントピア岡山総社が定める利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒否)

第12条 サントピア岡山総社はお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

(1) 第2条第3号から第7号までに該当しないこととなったとき。

(2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊にかかる責任)

第13条 サントピア岡山総社の宿泊にかかる責任は、宿泊者がサントピア岡山総社のフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行った時に始まり、出発するため客室を空けた時に終わります。

2、サントピア岡山総社の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に類似の条件による他の宿泊施設をあつ旋します。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料を含むその後の宿泊料はいただけません。

別表 違約金規定

予約申込人数	取消の通知を受けた日		当 日	前 日	二日前	三日前	七日前	十四日前	一ヶ月前	二ヶ月前
	100	50	30	30						
1名～14名まで	100 %	50 %	30 %	30 %						
15名～30名まで	100 %	50 %	30 %	30 %	30 %					
31名～100名まで	100 %	80 %	50 %	50 %	40 %	30 %	20 %			
101名以上	100 %	80 %	50 %	50 %	50 %	40 %	30 %	20 %		